

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年10月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 事業計画変更申請について
- 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

- 報第1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第5号 農地潰廃通報について
- 報第6号 作付変更届について
- 報第7号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第8号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栞 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 6番 坂 井 浩 行 委員 |
| 7番 田 邊 稔 委員 | 8番 捧 幸 伸 委員 |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員 | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 12番 島 影 正 幸 委員 | 13番 清 野 秀 作 委員 |
| 14番 小 林 茂 宏 委員 | 15番 佐 藤 一 富 委員 |
| 16番 三 師 満 夫 委員 | 17番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 18番 田 邊 敦 子 委員 | 19番 廣 川 哲 也 委員 |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 18名

- | | |
|------------|------------|
| 飯 塚 栄三千 委員 | 井 上 利 弥 委員 |
| 大 口 伸 昭 委員 | 蒲 澤 利 嗣 委員 |

北澤正之委員
笹岡大介委員
長谷川浄二委員
廣川久一委員
松下正樹委員
山谷秀昭委員
吉田昇委員

小池秀一委員
高山弘則委員
原田孝一委員
松岡博一委員
矢代誠一委員
吉田精一委員
渡辺秀人委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局長	阿部勝峰
経営基盤係長	上林裕則
経営基盤係主任	佐藤信幸

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

出席状況をお知らせいたします。農業委員、現在員18名、出席18名、欠席ゼロ、推進委員、現在員18名、出席18名、欠席ゼロでありますので、会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

1番、山倉広委員、18番、田邊敦子委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、皆さんにお諮りしたいと思います。議第1号及び議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいて議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

では、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

議第1号説明の前に、大変恐縮ですが、議案訂正のお願いと、併せておわび申し上げます。若干説明させていただきます。

お手元に配付させていただきました「議第2号 農用地利用配分計画（案）に対する

意見について（農地中間管理事業）正誤表」を御覧いただきたいと思ひます。議案46ページをお願いしす。15番であります、申請の土地の農地の所在において、小字の表示に誤りがありました。正しくは正誤表のとおりでございます。

以上、訂正のほうをよろしくお願ひいたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧願ひます。今月の申請は3件で、合計面積9,284平米であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告をいただいた案件であります。

43番は、芹山地内の農地1筆、1,859平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

44番は、九之曾根地内の農地2筆、6,818平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

45番は、東大崎一丁目地内の農地1筆、607平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

40ページを御覧願ひます。今月の申請は、新規設定53件、面積35万4,857.48平米、再設定44件、面積24万7,162.66平米、合計では97件、面積60万2,020.14平米であります。

それでは、戻りまして、2ページの46番から順に御説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

46番から7ページの59番までの14件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

46番は、大宮新田地内ほかの農地7筆、1万34平米。

47番は、鶴田地内の農地3筆、6,062平米。

48番は、荻堀地内の農地3筆、2,797平米。

49番は、棚鱗地内の農地6筆、1万1,180平米。

50番は、月岡地内の農地2筆、970平米。

4ページまで続きます。

51番は、東新保地内ほかの農地20筆、8,011平米。

52番は、鶴田二丁目地内の農地2筆、4,026平米。

53番は、曲谷地内の農地6筆、3,273平米。

54番は、曲谷地内の農地1筆、594平米。

55番は、塚野目地内ほかの農地10筆、1万1,263平米。

6ページをお願いしす。

56番は、月岡四丁目地内の農地3筆、1,179平米。

57番は、月岡四丁目地内の農地5筆、2,031平米。

58番は、上須頃地内の農地1筆、1,014平米。

59番は、鬼木地内の農地8筆、6,967.11平米。

以上14件は、相対で、新規に利用権設定をするものであります。

次の60番から23ページの98番までの39件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

それでは、60番から順に御説明いたします。

60番は、荒町二丁目地内の農地3筆、3,046平米。

8ページまで続きます。

61番は、石上三丁目地内ほかの農地12筆、9,951平米。

62番は、井栗地内の農地14筆、1万7,115平米。

63番は、井栗地内の農地2筆、2,002平米。

10ページまで続きます。

64番は、上保内地内の農地23筆、1万3,355.25平米。

65番は、上保内地内の農地1筆、995平米。

66番は、下保内地内の農地1筆、1,235平米。

67番は、下保内地内の農地2筆、2,815平米。

68番は、下保内地内の農地5筆、4,705平米。

69番は、東本成寺地内ほかの農地10筆、1万4,219平米。

12ページをお願いします。

70番は、吉田地内の農地1筆、3,092平米。

71番は、東鱒田地内の農地1筆、1,882平米。

72番は、東鱒田地内の農地14筆、1万4,855.9平米。

73番は、東鱒田地内の農地2筆、1,749平米。

74番は、東鱒田地内の農地3筆、4,131平米。

75番は、袋地内ほかの農地4筆、4,197平米。

14ページをお願いします。

76番は、金子新田地内ほかの農地6筆、5,842平米。

77番は、福島新田地内の農地4筆、1万1,698平米。

78番は、新堀地内の農地1筆、426平米。

79番は、新堀地内の農地1筆、434平米。

80番は、若宮新田地内ほかの農地3筆、7,021平米。

81番は、長沢地内の農地10筆、1万440平米。

16ページをお願いします。

82番は、白山新田地内の農地8筆、1万8,761平米。

83番は、須戸新田地内ほかの農地22筆、2万952平米。

84番は、東大崎地内ほかの農地6筆、9,674平米。

18ページまで続きます。

85番は、上野原地内の農地9筆、1万3,735平米。

86番は、金子新田地内の農地1筆、720平米。

87番は、金子新田地内の農地1筆、264平米。

88番は、金子新田地内の農地6筆、1万862平米。

89番は、金子新田地内の農地1筆、1,259平米。

90番は、金子新田地内の農地1筆、187平米。

20ページまで続きます。

91番は、月岡地内の農地26筆、9,717.22平米。

92番は、如法寺地内の農地1筆、2,975平米。

93番は、片口地内の農地10筆、1万1,638平米。

94番は、片口地内の農地5筆、1,142平米。

22ページをお願いします。

95番は、大島地内の農地16筆、1万5,365平米。

96番は、小古瀬地内ほかの農地11筆、1万6,696平米。

97番は、福島新田地内の農地4筆、1万1,993平米。

98番は、笹岡地内の農地4筆、4,310平米。

以上39件は、新潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

24ページの99番から40ページの142番までの44件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は、栞原代理の隣に着席願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

それでは、第3調査部会の調査結果について御報告いたします。

第3調査部会では、10月25日午前9時から、厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、栞原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件につきまして意見決定を経て、午前10時35分に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転3件、新規設定53件、再設定44件、合計件数100件、面積61万1,304.14平米で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

49ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定23件、面積28万5,456.37平米、利用権移転1件、面積5,665平米、合計では24件、面積29万1,121.37平米であります。

41ページにお戻りいただき、1番から順に御説明いたします。

一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、荒町二丁目地内の農地3筆、3,046平米。

2番は、栗林地内ほかの農地12筆、9,951平米。

3番は、井栗地内の農地16筆、1万9,117平米。

42ページをお願いします。

4番は、上保内地内の農地25筆、1万5,585.25平米。

5番は、下保内地内の農地2筆、2,815平米。

6番は、下保内地内の農地5筆、4,705平米。

7番は、東本成寺地内ほかの農地10筆、1万7,311平米。

8番は、東鱒田地内の農地20筆、2万2,617.9平米。

44ページまで続きます。

9番は、袋地内ほかの農地10筆、1万39平米。

10番は、福島新田地内ほかの農地9筆、1万9,579平米。

11番は、長沢地内の農地10筆、1万440平米。

12番は、白山新田地内の農地8筆、1万8,761平米。

13番は、柳川新田地内ほかの農地22筆、2万952平米。

46ページまで続きます。

14番は、上野原地内ほかの農地15筆、2万3,409平米。

15番は、金子新田地内の農地4筆、1,866平米。

16番は、金子新田地内の農地6筆、1万1,426平米。

17番は、片口地内ほかの農地36筆、2万4,330.22平米。

18番は、片口地内の農地5筆、1,142平米。

48ページまで続きます。

19番は、大島地内の農地7筆、6,146平米。

20番は、大島地内の農地9筆、9,219平米。

21番は、貝喰新田地内ほかの農地11筆、1万6,696平米。

22番は、福島新田地内の農地4筆、1万1,993平米。

23番は、笹岡地内の農地4筆、4,310平米。

以上23件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

続きまして、利用権移転の案件について御説明いたします。

24番は、令和2年12月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の下保内地内の農地6筆、5,665平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定23件、利用権移転1件、合計件数24件、面積29万1,121.37平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めるということで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

50ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積2,348平米であります。

12番は、井栗二丁目地内の農地5筆、1,327平米を譲受人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

13番は、上須頃地内の農地1筆、1,021平米を同一世帯内において、譲受人が贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、贈与によるもの1件、合計件数2件、面積2,348平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

51ページを御覧願います。今月の申請は3件で、合計面積2,253平米であります。

11番は、荒町二丁目地内の農地2筆、1,792平米を賃貸借権の設定により、駐車場63台の用地として利用したいものです。場所につきましては、消防本部の北側250メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の49番で農地法第5条の許可申請がなされております。

12番は、西大崎二丁目地内の農地1筆、195平米を売買により取得し、既存宅地119.04平米と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、渡瀬橋東詰の堤防との交差点の南側220メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の50番で農地法第5条の許可申請がなされております。

13番は、北入蔵一丁目地内の農地1筆、266平米を売買により取得し、貸駐車場6台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、三条東病院の南西210メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の51番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数3件、面積2,253平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

54ページを御覧願います。今月の申請は12件で、合計面積7,760平米であります。

52ページをお願いします。

49番から51番の3件は、先ほど御審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

52番は、興野三丁目地内の農地1筆、373平米を売買により取得し、宅地分譲1区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR東三条駅の北側500メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

53番は、西本成寺一丁目地内の農地2筆、1,957平米を売買により取得し、集合住宅3棟及び駐車場30台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、国道8号直江（二）南交差点の東側280メートル付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

54番は、塚野目二丁目地内の農地1筆、2,023平米を売買により取得し、駐車場73台及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、塚野目保育所の北側隣接地で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

55番は、松ノ木町地内の農地2筆、197平米を売買により取得し、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、農業体験交流センター、サンファーム三条の北東250

メートル付近で、500メートル以内に医療施設及び教育施設があり、かつ申請地北側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

56番は、袋地内の農地1筆、290平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、JR東光寺駅の東側880メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

54ページをお願いします。

57番は、月岡二丁目地内の農地3筆、326平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、聖母こども園の南側350メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

58番は、西本成寺地内の農地1筆、147平米を売買により取得し、駐車場2台の用地として利用したいとするものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、総合福祉センターの東側270メートル付近で、500メートル以内に公共施設と医療施設があり、かつ前面道路に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

59番は、代官島地内の農地1筆、181平米を使用貸借権の設定により、既存宅地214.69平米と一体利用し、住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいものです。場所につきましては、国道8号代官島西交差点の東側940メートル付近で、申請地の属する街区に占める宅地の割合が40%を超えていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

60番は、福島新田地内の農地1筆、13平米を贈与により取得するものです。30年前から工場敷地537.97平米と一体利用してきましたが、工場の増築の手続の中で農地が残っていることが分かり、改めて申請するものです。当該地は、工場裏手に隣接する土水路の整備の際の残地ではないかと思われ、水路に沿って幅50センチ程度の細長い土地が登記地目上、田として残っているものであります。場所につきましては、栄中学校の北側660メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数12件、面積7,760平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第3調査部会長は自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略いたします。

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告をお願いいたします。

農政対策部会長は、栗原代理の隣に着席願います。

3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農政対策部会は、10月20日午前9時30分から三条市厚生福祉会館2階第2集会室において、野崎会長、栗原会長代理の出席を得まして開催いたしました。

議題は、9月30日開催の農業委員会総会で付託を受けました「令和5年度三条市農林関係施策の要望について」、「三条市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」のほか、「令和4年度農地パトロール（後期）について」であります。

初めに、「令和4年度農地パトロール（後期）について」は、この後事務局から説明がありますので省略いたします。

次に、「令和5年度三条市農林関係施策の要望について」であります。審議の結果、報第2号『農政対策部会の結果報告について』のとおりとし、市長に要望することといたしました。なお、要望項目は昨年度と同じく10項目といたしました。

それでは、今年度の要望事項について、昨年度との主な変更点を説明いたします。1ページの「1地域農業の活性化対策について」を御覧ください。（1）についてですが、改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、市町村は将来の農業の在り方など、目標等をまとめた地域計画の策定・公表が義務化されました。今後、三条市が策定・公表する地域計画の実行に当たり、地域や農業者がより意欲的に取り組めるよう、支援対象事業

や助成金の拡充について、国・県に要望をしていただきたいことを記載いたしました。

続きまして、3ページの(4)を御覧ください。地域計画では、地域の農業を支える多様な経営体の確保及び育成の取組を示すこととされております。このことから、農業者であれば経営規模にかかわらず各種支援が受けられるよう、国・県に要望していただきたいことを記載いたしました。

また、(5)についてですが、近年の異常気象や大規模自然災害により農産物の供給が安定しない中、原油高騰、物価高に伴い、肥料等の原材料費や燃料費が高騰し、農業経営が逼迫しております。市では、肥料価格等の高騰の影響を受ける農業者への支援を決定いたしました。今後円安等により原油価格や物価の高止まりが予想されることから、令和5年度においても同様の支援を行っていただきたいことを追加いたしました。

7ページの「8有害鳥獣駆除対策について」を御覧ください。近年、熊や猿など、有害鳥獣が住宅地付近の農地にも多く出没していることから、市で捕獲機材の設置を行っていただきたいことを追加いたしました。

以上、昨年度との主な変更点について説明させていただきました。また、関係施策の要望につきましては、11月11日金曜日午後2時から会長、会長代理、農政対策部会長及び部会長代理で市長に面会し、提出する予定となっております。

最後に、先月の総会閉会後に廣川委員から提案のあった件につきましては、事務局から説明いたします。

以上で農政対策部会からの報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

では、事務局より補足説明があればお願いいたします。

事務局（阿部事務局長）

それでは、農政対策部会長の報告について補足させていただきます。

まず、経緯でございますけれども、7月の総会閉会后、廣川委員から御提案をいただいた案件であります。1点はあっせんにおける適正な対価について、適正であるかどうかのガイドライン的なものが必要ではないか。もう一点、賃貸料ゼロの利用権設定について、耕作できない方の弱い立場に付け込んで、行き過ぎた設定がないよう配慮すべきではないか。それらをみんなで相談の機会を設けるよう御提案をいただきました。会長からも農政対策部会で意見聴取する旨のお話をいただき、先日の部会で意見を頂戴したところでございます。

総会の際にも、使用貸借の届出の際、土地改良費などどういう条件かを聞き取りしてほしいとの意見もありましたように、事務局といたしましても、例えば窓口で聞き取りするという取扱いの一つあるかと思えます。しかしながら、そのほかのアイデアの持ち合わせがありません。委員の皆様から窓口対応等の御提案をお願いしながら、現段階ではガイドラインとして盛り込むアイデアがまだありませんので、皆様の意見を積み上げて、体系的にまとめましたら今後ガイドラインがいいのか、取扱マニュアルがいいの

か、形にしていければいいのではないかと感じているところでございます。これで意見聴取が終わりではないので、引き続き意見、アイデアをお寄せいただきながら対応を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

補足は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

しばらくして発言がありませんので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了します。

農政対策部会長は自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第8号まで、続けて事務局より説明願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。11月25日午前9時から厚生福祉会館第3集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、30日午前9時半開会を予定しております。また、総会終了後、午後から視察研修を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時28分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

議事録署名委員（ 1 番） 山倉 広

議事録署名委員（ 1 8 番） 田邊 敦子
